

大野城まどかぴあ男女平等推進センター登録団体制度要綱

平成25年4月1日

要綱第 4 号

(目的)

第1条 この要綱は、大野城まどかぴあ男女平等推進センター（以下「センター」という。）において、男女共同参画社会づくりの推進に取り組む団体を支援し、センターとの協働による事業を推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 この要綱による登録団体は、次に掲げるもの全ての要件を満たすものとする。

- (1) 会員数が3人以上で、かつ大野城市に居住又は勤務する者が構成人数の2分の1以上を占めていること。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とする活動を行っていない団体であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (4) 男女共同参画の推進に寄与し、又は寄与すると認められる団体であること。

(登録の申請)

第3条 登録団体として登録を申請しようとする団体は、次の書類をセンターに提出しなければならない。

- (1) 登録申請書(様式第1号)
- (2) 会員名簿(様式第2号)
- (3) 規約又は会則
- (4) 事業計画書及び申請の前年度の事業報告書
- (5) その他センターが必要と認める書類

2 登録有効期間の満了後においても、引き続き登録を受けようとする登録団体は、5月1日から6月10日までの間に前項に規定する申請をしなければならない。

(登録決定)

第4条 センターは、前条の規定により登録申請書の提出があった場合は、当該申請にかかる書類等を精査し、当該申請のあった日の翌日から起算して30日以内に登録の可否を決定する。ただし、前条第2項の規定により登録の申請があった場合は、この限りでない。

2 センターは、登録を決定した団体に対して、その旨を通知する。

3 センターは、登録することが不相当と判断したときは、その理由を付して、

速やかに当該団体に対して、その旨を通知する。

(登録の期間)

第5条 登録の有効期間は、前条本文の規定による登録決定の日に属する年度の翌年度の6月30日までとする。

(登録の取消し)

第6条 センターは、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他センターが登録団体として不相当と認めたとき。

2 センターは、前項の規定により登録を取消するときは、速やかに当該登録団体に対して、その旨を通知するものとする。

(事業等への参加)

第7条 登録団体は、センターが指定する男女共同参画事業等に参加するよう努めなければならない。なお、登録の更新を希望する際、前年度の事業参加実績が無い団体については更新を認めない場合がある。

(支援措置)

第8条 センターは登録団体に対して、次の各号に掲げる支援措置を実施する。なお、アクティブルームを使用しようとする登録団体は、センターを通じて、大野城市長に申請し、大野城まどかぴあ男女平等推進センター使用登録団体の決定を受けなければならない。

- (1) アクティブルームの使用
- (2) アクティブルームのロッカー、レターボックスの使用
- (3) アクティブルーム付属のパソコン、プリンター、カラー印刷機(有料)、ポスタープリンター(有料)等備品の使用
- (4) 情報交流ひろばの掲示板、チラシスタンドの利用
- (5) 306会議室使用の支援と優先予約。ただし、男女共同参画を推進する事業を行う場合に限る。
- (6) センターのホームページへの活動内容掲載
- (7) アスカーラギャラリーの利用

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

2 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正 平成 29 年度要綱第 5 号)

(経過措置)

3 この要綱の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に登録の決定を行う場合における登録有効期間は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。